

東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設規程の一部改正について（案）

現 行	改 正（案）
<p>第1章 総則 （設置） 第1条 本学に東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設（以下「R I 実験施設」という。）を置く。</p> <p>（目的） 第2条 R I 実験施設は、学内共同利用施設として、本学教官その他の者が放射性同位元素を利用して行う研究・教育に資することを目的とする。</p> <p>（R I 実験施設長） 第3条 R I 実験施設にR I 実験施設長を置き、本学専任の教授をもつて充てる。 2 R I 実験施設長は、第4条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が任命する。 3 R I 実験施設長は、R I 実験施設の管理運営をつかさどる。 4 R I 実験施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>第2章 運営委員会 第4条 〔省略〕 第5条 〔省略〕</p> <p>（組織） 第6条 委員会は、次の各号に掲げる者をもつて組織する。 (1) R I 実験施設長 (2) 放射線取扱主任者及び放射線取扱副主任者 (3) 部教官会から推薦された教官 各1名 (4) 学長が委嘱する者 若干名</p> <p>第7条 〔省略〕 （委員長） 第8条 委員会に委員長を置き、R I 実験施設長をもつて充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>（会議） 第9条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（庶務） 第10条 委員会の庶務は、教育学部事務部が処理する。</p> <p>第3章 雑則 第11条 〔省略〕</p>	<p>第1章 総則 （目的） 第1条 東京学芸大学放射性同位元素総合実験施設（以下「R I 実験施設」という。）は、学内共同利用施設として、本学教官その他の者が放射性同位元素を利用して行う研究・教育に資することを目的とする。</p> <p>（R I 実験施設長） 第2条 R I 実験施設にR I 実験施設長を置き、本学専任の教授をもつて充てる。 2 R I 実験施設長は、第3条に定める運営委員会の推薦に基づき、学長が任命する。 3 R I 実験施設長は、R I 実験施設の管理運営をつかさどる。 4 R I 実験施設長の任期は、2年とし、再任を妨げない。</p> <p>第2章 運営委員会 第3条 〔省略〕 第4条 〔省略〕</p> <p>（組織） 第5条 委員会は、次の各号に掲げる者をもつて組織する。 (1) R I 実験施設長 (2) 放射線取扱主任者及び放射線取扱副主任者 (3) 各学系の教授会から推薦された教員 各1名 (4) 学長が委嘱する者 若干名</p> <p>第6条 〔省略〕 （委員長） 第7条 委員会に委員長を置き、R I 実験施設長をもつて充てる。 2 委員長は、委員会を招集し、議長となる。</p> <p>（会議） 第8条 委員会は、委員の3分の2以上の出席がなければ、会議を開くことができない。 2 議決を要する事項については、出席委員の過半数をもつて決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。</p> <p>（庶務） 第9条 委員会の庶務は、総務部学系支援課が処理する。</p> <p>第3章 雑則 第10条 〔省略〕</p> <p>附 則 この規程は、平成16年4月1日から施行する。</p>